

現場の実務に直結した法令等を、最新の内容にて厳選収録!

目次

銃砲刀剣類所持等取締法関係

- 銃砲刀剣類所持等取締法
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則
- 指定射撃場の指定に関する内閣府令
- 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第4号に規定する政令で定める者が行なう推薦の数を定める規則
- 猟銃の口径の長さの特例に関する規則
- 技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則
- 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則
- 猟銃安全指導委員規則
- 都道府県公安委員会が猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を行なわせることができる者として指定する件
- 都道府県公安委員会が猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を行なわせることができる者を指定する件
- 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第2項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者を指定する件
- 銃砲刀剣類登録規則
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条第2号の銃砲の範囲を定める命令
- 美術刀剣製作承認規則
- 接收刀剣類の処理に関する法律
- 接收刀剣類の処理に関する法律施行規則
- 武器等製造法
- 武器等製造法施行令
- 武器等製造法施行規則
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令
- 環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則

戦後から現在までの銃砲刀剣類の取締りに関する法令の变化

火薬類取締法関係

- 火薬類取締法
- 火薬類取締法施行令
- 火薬類取締法施行規則
- 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令
- 火薬類の運搬に関する内閣府令
- 火薬類運送規則
- 火薬類を運搬する場合の包装等の基準
- 銃業法(抄)
- 銃山保安法(抄)
- 銃山保安法施行規則(抄)
- 火薬類の取扱いに関する訓令(抄)

- 火薬類取締法施行規則第1条第2号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬を定める告示を定めた件
- 火薬類取締法施行規則第1条の4第3号の規定に基づく分枝管取付器の用途
- 火薬類取締法施行規則第1条の4第3号の規定に基づく分枝管取付器の構造等の技術上の基準
- 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示
- 火薬類取締法施行規則第1条の5第6号の規定に基づく緊急保安災備の内容
- 火薬類取締法施行規則第1条の5第7号及び第8号の規定に基づく模型ロケット並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具
- 火薬類取締法施行規則第1条の5第9号の規定に基づく内容物盗用防止装置付きかばん及び内容物盗用防止装置付きかばんに用いられる発煙火工品
- 火薬類取締法施行規則第1条の6第1項の規定に基づく無煙火薬2トン爆薬1トンに換算して火薬類取締法施行規則第4条第1項第4号の表(イ)を適用するための手続を定める告示
- 火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示
- 火薬類取締法施行規則第4条第1項第5号の2の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定めたと件
- 不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示
- 火薬類取締法施行規則第4条の2第1項第5号、第6号、第7号及び第18号並びに第5条の2第1項第3号及び第11号の規定に基づく火薬類の製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示
- 火薬類取締法施行規則第5条第1項第1号の3及び第19条第4項の規定に基づく可塑性爆薬に含める物質等を定める告示
- 火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく火薬類の容器包装の基準を定める告示
- 火薬類取締法施行規則第5条第1項第35号及び第84条第1項第9号の規定に基づき、16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示
- 火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第15条の表に掲げるその他の火工品の数量
- 火薬類取締法施行規則第15条第2項の規定に基づく火薬庫外において貯蔵することのできる信号箔管
- 火薬類取締法施行規則第20条第5項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準
- 火薬類取締法施行規則第23条第4項及び第7項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離
- 避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示
- 火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準
- 火薬類取締法施行規則第68条第1項の表の口に規定する製造所に係る製造保安責任者を三種火薬類製造保安責任者免状を有する者をもつてかえることができる場合に設置しなければならない施設の基準
- 火薬類運送規則第2条及び第4条の規定に基づく鉄道等により火薬類を運送する場合の包装の基準等を定める告示

危険物法令関係

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(抄)
- 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令
- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(抄)
- 放射性同位元素等の規制に関する法律(抄)
- 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(抄)

- 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令
- 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(抄)
- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(抄)
- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(抄)
- 特定物質の運搬の届出等に関する規則
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(抄)
- 届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則
- 消防法(抄)
- 危険物の規制に関する政令(抄)
- 危険物の規制に関する規則(抄)
- 高圧ガス保安法(抄)
- 高圧ガス保安法施行令(抄)
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(抄)
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(抄)
- 毒物及び劇物取締法(抄)
- 毒物及び劇物取締法施行令(抄)
- 毒物及び劇物指定令
- 労働基準法(抄)
- 労働安全衛生法(抄)
- 労働安全衛生法施行令(抄)
- 労働安全衛生規則(抄)
- 建築基準法(抄)
- 建築基準法施行令(抄)
- 自衛隊法(抄)
- 自衛隊法施行令(抄)
- 電気事業法(抄)
- 電気設備に関する技術基準を定める省令(抄)
- 爆発物取締罰則
- 道路運送車両の保安基準(抄)
- 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(抄)
- 道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(抄)
- 旅客自動車運送事業運輸規則(抄)
- 鉄道営業法(抄)
- 鉄道運輸規程(抄)
- 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(抄)
- 航空法(抄)
- 航空法施行規則(抄)
- 船舶安全法(抄)
- 危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)
- 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(抄)

その他

- 行政手続法
- 行政手続法施行令
- 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則
- 行政不服審査法
- 行政事件訴訟法
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
- 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
- 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則
- 関税法(抄)
- 地方自治法(抄)
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(抄)

申込書

三訂版 銃砲刀剣類所持等取締法火薬類取締法・危険物関係法令集 定価 3,960円(本体 3,600円+税10%) [コード10884]		申込部
(送料はサービス)		
貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日		
(フリガナ) お取扱者(自署) (TEL - -)		
〒 お届け先		
団体名	部署名	<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役
 ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
 ★本人の同意がある場合は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL.026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
 ★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式Twitterアカウント
 @tokyo_horei 

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。
■申込先 東京法令出版 委託 受注センター
 〒381-0022 長野市大島3111
FAX 0120-338-923
TEL 0120-338-272 (携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード	<input type="checkbox"/> 納品済	入力部
	得意先コード	<input type="checkbox"/> 請求済	チェック
		<input type="checkbox"/> 領収済	
在庫	ラベル	〒	